

明治廿八年二月更生

精 隆 社 社 則

精富
隆山
社村

精 隆 社 社 則

第一章 組織及び目的

第一条 本社は、村内の男子（年齢十五歳～二十七歳）の範囲をもつて組織し、この条件に合致しない者は退社するものとする。

ただし、範囲内の者でも退社を希望するとときは、その事由によりこれを認めることを妨げない。

また、範囲を超える者にあっても留社を希望するときは、これを認めるものとする。

第二条 社員の編入は毎年二月に行い、退出は毎年八月に行うものとする。

第三条 次の各号に該当する者は、社員になることができない。

（一） 癲病者・白痴の者
（ハシセン病・知能障害者）

（二） 疾病のため、社務遂行に堪えない者

（三） 軽重に関わらず禁固刑を科せられ三

年を経過しない者

第四条 前条の各号に該当するときは、直ちに除社するものとする。

第五条 本社員は、村内の弊風を改良し、人情を

(わるい風習)
(水害・火災)

篤実温厚にし、通常事務水火その他非常異変に際してはこれを救助することを目的とする。

第六条 本社員は、平素品行を方正にし、共に相愛し、心得違いの輩あるときは相互にこれを匡

(邪悪を正し、
道を外れた者を救う)

救するものとする。

もし、説諭を受入れない者がいるときは、

除社させるものとする。

第七条 社員でありながら賭博をしている現場を三

名以上の社員が現認したときは、その証拠物がなくても集会のうえ除社処分にすると共に交際を絶つものとする。

第二章 集 会

第一条 事務協議の際は、集合の喇叭(ラッパ)を吹鳴するも

のとする。

第二条 非常異変の際は、非常集合の喇叭を吹鳴するものとする。

第三条 前二条の集合喇叭を聞知したときは直ちに事務所に駆けつけ、些かも集会の機会を失しないことを肝要とする。

第四条 集会の際、他の用務、疾病その他の支障事由があるときは、社員にその旨を申告しなければならない。

もし、欠席事由が明確でないときは、これを糾明するものとする。

第五条 集会の喇叭を吹鳴しても事務所に出頭しないときは、金五銭を徴収するものとする。

本社は、これを社費に使用する。

第六条 集会の際欠席者がいるときは、近隣の社員より会議の子細を通知するものとする。

第三章 役別及び職務

第一条 本社は常に人名簿を備え付け、社員の姓名及び生年月日を詳記するものとする。

第二条 各社員の投票をもつて、次の役員を置く。

社長 一名 副社長 一名 取締 二名

第三条 各役員は、投票の結果高得点者をもつて当選とし、同点者があるときは抽選で決める。

第四条 各役員は、社員編入時をもつて満期とするが、任期満了退任者であつても役員に再選することができる。

第五条 社長が退社するときは、翌年の編入まで副社長が社長職を兼務するものとする。

第六条 社長は常に本社の盛衰に注目し、社務全般を掌理監督し、また、社員の申し出により諸事を裁決し、非常異変あるときは社員を指揮^(装備品)することを本務とし、併せて社内の器械を管理するものとする。

第七条 副社長は社長を補佐し、社員を指揮監督す

るものとする。

第八条 取締は常に社員を監視し、村内の弊風を改良し、かつ、非常異変のあるときは社長・副社長と協議のうえ社員を指揮する。

第九条 水火の変あるときは、消防組以外の年長の社員が任を帶び、社員を指揮するものとする。

以上の各件、互いに厳守すること。

明治二十八年 二月

精隆社

社員人名